

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月28日

京都市会議長 寺田 一博

京都市会規程第1号

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「午前9時から午後5時まで」を「午前8時45分から午後5時30分まで」に改め、同条第5項中「前3項」を「議長は、前3項」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(市会事務局調査課)